第五十七条の二の三　特別区の存する区域及び市町村において事務所又は事業所を有する法人の法第七百三十四条第三項において準用する法第三百二十一条の八第二十五項の規定により都民税の法人税割額から控除すべき控除対象所得税額等相当額（同項に規定する控除対象所得税額等相当額をいう。以下この条において同じ。）又は個別控除対象所得税額等相当額（同項に規定する個別控除対象所得税額等相当額をいう。以下この条において同じ。）は、第一条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一　当該事業年度又は連結事業年度の控除対象所得税額等相当額又は個別控除対象所得税額等相当額のうち租税特別措置法第六十六条の九の三第四項に規定する法人税の額及び同条第十項に規定する所得地方法人税額の合計額又は同法第六十八条の九十三の三第四項に規定する法人税の額及び同条第十項に規定する所得地方法人税額の合計額（以下この条において「国税の控除額」という。）を超える部分の額が当該事業年度又は連結事業年度の法第五十三条第二十五項に規定する法人税割額（次号において「道府県民税の法人税割額」という。）以下である場合　当該国税の控除額を超える部分の額から同項の規定により控除することができる控除対象所得税額等相当額又は個別控除対象所得税額等相当額を控除した額

二　当該事業年度又は連結事業年度の控除対象所得税額等相当額又は個別控除対象所得税額等相当額のうち国税の控除額を超える部分の額が当該事業年度又は連結事業年度の道府県民税の法人税割額を超える場合　次に掲げる額の合計額

イ　当該事業年度又は連結事業年度の道府県民税の法人税割額に相当する控除対象所得税額等相当額又は個別控除対象所得税額等相当額から法第五十三条第二十五項の規定により控除することができる控除対象所得税額等相当額又は個別控除対象所得税額等相当額を控除した額

ロ　当該事業年度又は連結事業年度の控除対象所得税額等相当額又は個別控除対象所得税額等相当額のうち国税の控除額及び道府県民税の法人税割額の合計額を超える部分の額（法第三百二十一条の八第二十五項に規定する法人税割額に相当する額を限度とする。）から同項の規定により控除することができる控除対象所得税額等相当額又は個別控除対象所得税額等相当額を控除した額

第五十八条中「第七十三条の二十七の二」を「第七十三条の二十七の三」に、「第十五条の十一」を「第十五条の十二」に改める。

附則第三条の二の二第一項中「第六十五条、第七十二条の四十五の二及び第三百二十七条」を「第六十五条第一項及び第四項、第七十二条の四十五の二第一項並びに第三百二十七条第一項及び第四項」に、「同項」を「法附則第三条の二第二項」に改め、同条第二項中「第六十五条、第七十二条の四十五の二及び第三百二十七条」を「第六十五条第一項及び第四項、第七十二条の四十五の二第一項並びに第三百二十七条第一項及び第四項」に改める。

附則第五条の三中「、租税特別措置法の一部を改正する法律（平成三年法律第十六号）附則第十四条第二項」を「、所得税法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第七号）附則第八十九条第一項の規定によりその例によることとされる同法第十五条の規定による改正前の租税特別措置法第四十二条の五第五項、租税特別措置法の一部を改正する法律（平成三年法律第十六号）附則第十四条第二項」に、「には、」を「における」に改め、「上欄に掲げる」の下に「規定の適用については、これらの」を、「字句は、」の下に「それぞれ」を加え、「にそれぞれ読み替えるもの」を削り、同条の表第八条の六第一項及び第七項、第八条の十三第一項、第八条の十七第一項、第八条の二十第一項並びに第八条の二十三第一項の項及び第八条の六第二項第一号の項中「第四十二条の十第五項」の下に「、所得税法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第七号）附則第八十九条第一項の規定によりその例によることとされる同法第十五条の規定による改正前の租税特別措置法第四十二条の五第五項」を加える。

附則第六条の二第三項中「収入金額は、」の下に「同項に規定する」を加え、同条第四項中「附則第九条第十七項の規定により読み替えて適用される同条第十三項及び第十四項に規定する政令」を「附則第九条第十六項の規定により読み替えて適用される同条第十三項及び第十四項に規定する政令」に、「、同条第十三項及び第十四項」を「、これらの規定」に、「法附則第九条第十七項の規定により読み替えて適用される同条第十三項及び第十四項に規定するその他」を「事業税を課されない事業及び法第七十二条の二第一項第二号に掲げる事業以外」に改め、同条第六項中「附則第九条第十九項」を「附則第九条第十八項」に改め、同条第七項中「附則第九条第二十一項」を「附則第九条第二十項」に改め、同条に次の一項を加える。

8　法附則第九条第二十一項に規定する政令で定める収入金額は、電気供給業を行う法人が、同項に規定する卸電力取引所を介して自らが供給を行つた電気の供給を受けて、当該電気の供給を行う場合において、当該法人が当該供給を受けた電気の料金として支払うべき金額に相当する収入金額とする。

附則第六条の七中「国税（以下本条」を「国税（以下この条」に、「。以下本条」を「。以下この条」に改め、同条第一号中「本条」を「この条」に改め、同条第四号中「、第三号又は第五号」を「から第四号まで又は第六号」に改める。

附則第七条第一項中「によつて」を「により」に改め、同条第二項中「当該家屋」を「当該従前の家屋」に改め、「第六条第二項」の下に「（同法第百条第一項において準用する場合を含む。）」を加え、同条に次の二項を加える。

22　法附則第十一条第十五項に規定する低未利用土地のうち政令で定めるものは、同項に規定する低未利用土地のうち、次に掲げる要件のいずれにも該当することについて総務省令で定めるところにより証明がされたものとする。

一　法附則第十一条第十五項に規定する低未利用土地権利設定等促進計画に記載された当該低未利用土地の都市再生特別措置法（平成十四年法律第二十二号）第百九条の六第二項第五号に規定する利用目的が同法第四十六条第十七項に規定する居住者等利用施設のうち総務省令で定めるものの用に供するためのものであること。

二　法附則第十一条第十五項に規定する者が当該低未利用土地を取得した日前十年の期間内に都市再生特別措置法第八十一条第十項に規定する権利設定等（相続又は遺贈による権利の移転を除く。）が行われなかつたものであること。

23　法附則第十一条第十六項に規定する不動産で政令で定めるものは、次に掲げる不動産以外の不動産とする。

一　事務所の用に供する不動産

二　宿舎（業務上宿舎を使用すべき義務がある者が使用するものとされている宿舎を除く。）の用に供する不動産

三　職員の福利及び厚生の用に供する不動産

四　前三号に掲げるもののほか、他の者に貸し付ける不動産

附則第九条の三第一項第一号中「次項」の下に「及び次条」を加え、「同条第四項」を「法附則第十一条の四第四項」に、「にあつては」を「には」に改め、同条第二項中「改修工事を」を「住宅性能向上改修工事を」に改める。

附則第九条の三の次に次の一条を加える。

（法附則第十一条の四第六項の住宅性能向上改修住宅）

第九条の四　法附則第十一条の四第六項に規定する住宅性能向上改修住宅で政令で定めるものは、住宅性能向上改修住宅のうち次に掲げる要件のいずれかに該当するものとする。

一　次に掲げる要件のいずれにも該当することについて総務省令で定めるところにより証明がされたものであること。

イ　当該住宅性能向上改修住宅を譲渡する法附則第十一条の四第四項に規定する宅地建物取引業者（次号において「宅地建物取引業者」という。）が国土交通大臣が総務大臣と協議して定める要件に該当するものであること。

ロ　当該住宅性能向上改修住宅が国土交通大臣が総務大臣と協議して定める地震に対する安全性その他の品質又は性能に係る基準に適合するものであること。

二　宅地建物取引業者と特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律（平成十九年法律第六十六号）第十七条第一項に規定する保険法人との間に当該住宅性能向上改修住宅の瑕疵を担保すべき責任の履行に関し国土交通大臣が総務大臣と協議して定める保証保険契約が締結されていることについて総務省令で定めるところにより証明がされたものであること。